

■商標ってなんだろう？ 指導手引

Q:商標とは？[01:24]

A:事業者が自分の取り扱う商品や提供するサービスを、他人のそれらと区別するために使用するマーク（標章）を商標といいます。道路標識や公共標識は商標ではありません。また、商品につけるマークであっても、トクホマークのような公的な規格を示すマークは、商標ではありません。

Q:商標の種類にはどのようなものがあるか？[06:28]

A:文字のみから構成される商標である「文字商標」、図形のみから構成される商標である「図形商標」、文字を輪郭で囲んだものや図案化した商標である「記号商標」、立体的形状の商標である「立体的商標」、これらの商標を組み合わせた商標である「結合商標」などがあります。その他、近年登録が認められるようになった「音の商標」、「色の商標」、「動きの商標」等の新しいタイプの商標もあります。さらに別の観点で商標を区別した場合には、商品を示す商標であるペットマークと会社を表す商標であるハウスマークとがあります。

Q:色彩の商標、音の商標、動きの商標とは何か？[07:20]

A:「色彩の商標」とは、文字や図形などを含まず、単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標です。色彩の商標は、商品の形状等に応じて、輪郭なくその色彩を使用することができます。

「音の商標」とは、音楽、音声、自然音などの聴覚で認識される商標です。テレビCMなどで使用される音楽などがこれに該当します。

「動きの商標」とは、テレビ画面などにおいて文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標です。

Q:商標をつけるメリットは何か？

A:商品の販売者が自分の商品を販売する際にその商品に商標をつけておくと、消費者は、商標を知覚することによって商品の出所を認識することができます。消費者は、その商品の良いイメージまたは悪いイメージを商標とともに記憶します。消費者は、商標を目印として再び同じ商品を選択することで、良いイメージを持った商品を再び購入することができます。この点で商標をつけることには消費者にとってメリットがあります。

一方、商品の販売を継続すると、その商品に付された商標は需要者に広く知られることとなり、その商品に対して良いイメージを持っている消費者が多ければ、商標には販売者の業務上の信用（ブランド）が化体し、財産的価値が発生します。この点で商標をつけることには販売者側にもメリットがあります。

以上